

宇都宮市職員生活協同組合ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市職員生活協同組合（以下、「生協」という。）のホームページ（以下、「生協ホームページ」という。）を活用し、生協指定店の広告を有料で掲載することで、組合員への福利厚生増進に寄与・貢献すること及び生協の自主財源を確保することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 広告 文字又は画像で表示された情報で、生協ホームページへの広告掲載の選定を受けた者（以下、「広告掲載者」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (2) 広告媒体 生協ホームページ
- (3) 指定店 生協指定店取扱要綱により生協と指定店契約を締結している者

(広告掲載の範囲)

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 個人の氏名を広告するもの
 - (6) 社会問題について主義主張するもの
 - (7) 同業他社を批判したり比較するもの
 - (8) 広告の表現及び配色等で閲覧者に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (9) 美観風致を害するおそれのあるもの
 - (10) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの
 - (11) 実際には機能しないもの
 - (12) その他広告を掲載することが適当でないと生協が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の募集方法)

第4条 生協が指定店に掲載を募集案内することにより行うものとする。

- 2 広告の規格、掲載期間等、広告の募集にあたって必要な事項は、生協が別に定める。

(審査)

第5条 掲載する広告内容の適否の審査は、生協が行う。

(組合員への周知)

第6条 広告掲載について組合員に周知するため、広告掲載に際しては、広告である旨を広告媒体の一部に掲載するものとする。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。